

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第6条、第9条関係）		別表（第6条、第9条関係）	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)～(7) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)～(7) (略)	(略)
(8) <u>アルファ化米粉調整装置</u>	<u>1,790円</u>	(8) <u>流動層ばいせん装置</u>	<u>1,910円</u>
(9) <u>急速凍結機</u>	<u>450円</u>		
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。